

令和元年12月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和元年 12月 3 日 開会

令和元年 12月 3 日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和元年１２月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和元年１２月３日（火曜日）

午前１０時５７分開議

議事日程

１ 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

２ 協議事項

（１）岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について

（２）令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第３号）

（３）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（４）岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

３ その他

出席議員（１２名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	木 村	誠 君
3 番	八重樫	龍 介 君	4 番	阿 部	吉 衛 君
6 番	高 橋	秀 正 君	7 番	畠 山	昌 典 君
8 番	畠 山	拓 雄 君	9 番	落 合	久 三 君
1 0 番	豊間根	信 君	1 1 番	黒 沢	一 成 君
1 2 番	中 村	勝 明 君	1 3 番	藤 原	光 昭 君

欠席議員（１名）

5 番 伊 藤 清 君

説明のための出席者

事 務 局 長	大 森	裕 君
総 務 課 長	山 本 克	明 君
施 設 課 長	田 中	晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好	治 君
消 防 長	上 沢	隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	小 林 達	広 君
総 務 課 長	畠 山	毅 君
指 令 課 長	中 村 光	宏 君

議会事務局出席者

書	記	坂 本 百 洪 君
書	記	館 洞 秀 徳 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） それでは、若干予定より早いですがけれども、きょうの出席は全員そろいましたので、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会をいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議の結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員2名、議長から指名していただきます。今回は11番黒沢一成議員、12番中村勝明議員にお願いをいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は12月3日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

日程第4で、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第6で、議案第3号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

なお、日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号については一括して議題とし、質疑、討論、採決は議案ごとに行います。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。これについて何か質問ございますか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり、4件でございます。

初めに、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを協議いたします。
事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 座ったままで説明させていただきます。

報告の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご報告いたします。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されております宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項につきまして、次のページの専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

専決処分の内容についてご説明いたしますので、1の2ページをお開きをいただきたいと思います。

令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合規約を変更することの協議に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分をした年月日は、令和元年11月18日でございます。

なお、3ページ以降に岩手県市町村総合事務組合規約変更に係る内容等を添付しておりますが、説明は省略させていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何か質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に移ります。

◎令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 次に、令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括して協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予

算（第3号）及び宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明をいたしたいと思います。

資料ナンバー2、1ページをお開き願いたいと思います。

補正第3号についてご説明をいたします。

予算の表がございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億7,052万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますが、各費目に計上しております給料、職員手当などの人件費の補正は、人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び支給実績見込みによるものでございます。

内容につきましては、給与費明細書を添付してございますので、4ページから5ページのところをお開きをいただきたいと思います。4ページから5ページ、給与費明細でございます。

1の一般職の（1）総括の比較の欄をご覧をいただきたいと思います。総括の比較の欄でございます。

給料が565万7,000円の減額、職員手当が1,125万2,000円の増額、共済費が203万4,000円の増額、合計762万9,000円の増額が今回の補正額の主なものとなります。

それでは、改めまして歳出をご説明いたしますので、大変恐縮ですが、1ページにお戻りいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人件費に係る補正でございます。

3款衛生費、2項清掃費、2目ごみ焼却施設費は、人件費に係る補正でございます。

3目埋立処分地施設費及び4目し尿処理施設費は、人件費に係る補正のほか、19節負担金補助及び交付金の人事異動に及ぶ支給実績による補正でございます。

6目リサイクル施設費は、人件費に係る補正でございます。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、人件費に係る補正のほか、19節負担金補助及び交付金の人事異動及び支給実績による補正によるものでございます。

以上が歳出でございます。

続いて、歳入をご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目総合負担金782万4,000円の増額は、歳出でご説明をいたしました負担金を計上するものでございます。今回は全ての財源が負担金で賄われるということになってございます。

続いて、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に移りたいと思います。

○事務局長（大森 裕君） それでは、資料ナンバー3の1ページ、改正の趣旨からご説明いたします。

人事院勧告に基づいて、国に準じた形で給与月額等を改正しようとするものが給与関係で1つ、それから、消防の職員採用計画に基づいて職員数が200人を超えることから、消防吏員の階級の基準を改正しようとするものという、大きく言えば2つがあります。

内容について説明しますので、資料3の14ページをお開き願います。

これは、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の主な内容になります。給料表

については、国の勧告に基づいて行政職の給料表及び消防職の給料表について国に準じた改定になります。これについては、平成31年4月1日にさかのぼって遡及適用ということになります。

それから、期末勤勉手当についてですが、12月期の勤勉手当を、現在0.925というものを0.975に変更いたしまして、年間の支給月額を1.9カ月にするものです。それについては、令和元年12月1日から適用いたします。それから、令和2年度については勤勉手当を0.95カ月に、6月期、12月期とも変更いたしまして、年間の支給月額を1.9カ月にするものです。これは令和2年4月1日から適用いたします。

それから、通勤手当についてですが、交通用具使用者の支給月額の限度額を現行の3万5,000円、65km以上を距離区分の上限としているのを、改正後90km以上まで段階的に区分表をつくりまして、限度額を4万9,300円に変更しようとするものでございます。

それから、隣のページの消防吏員の階級の見直しについては、消防のほうから説明をさせていただきます。

○議長（藤原光昭君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、消防吏員の階級の見直しについてご説明をいたします。

初めに、15ページをお願いいたします。

消防吏員の階級につきましては、消防組織法の規定に基づきまして、国の基準により組合の規則で定めています。現在は消防庁告示第2条第1項第4号の規定によりまして、消防長の階級を消防監としていますが、令和2年4月1日以降、職員数が200人を超える計画としておりますので、規則を改正し、消防長の階級を第4号の消防監から第3号の消防正監に変更する必要があるとございます。

15ページの下の方の表にありますとおり、県内で消防長の階級を消防正監としている消防本部は、盛岡、一関に次いで宮古消防が3番目となります。

ページをめくっていただきまして、給与体系につきましては、現在の役職に対する給与等級を維持したまま消防長の階級を消防正監に格上げし、5級から7級の基準となる職務に、現行の3級から4級と同様、異なる2つの階級を当て、職階級の調整を図ります。また、この変更にあわせて、県内の消防本部でも消防司令以上の幹部職員の比率が低いことから、同規模の消防本部と同程度に比率を上げ、災害対応力の強化を図りたいと考えております。この任用につきましては、現在の給与等級を維持したまま、消防職等級別基準職務表の基準となる職務を細分化することによって消防司令以上の職員の比率を上げようとするもので、消防長の階級の変更を含めまして、これらの階級の見直しにより人件費が増加することはありません。

1ページに戻っていただきまして、（2）の改正内容ですが、5級に消防司令の行う職務を追加し、6級を消防司令長の行う職務及び困難な業務を分掌する消防司令の行う職務、7級を消防監の行う職務及び困難な業務を分掌する消防司令長の行う職務、8級を消防正監の行う職務にそれぞれ改めるものです。

施行期日につきましては山本課長のほうから説明をいたします。

○議長（藤原光昭君） 山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 資料ナンバー3の1ページになりますが、3の施行期日、一番下に施行期日が記載してございます。この条例は公布の日から施行するもの。ただし、次の各号に掲げる改正部分は当該各号に定める日から施行するということで、（1）第1条の表の2の項の改正部分につきましては令和2年1月1日、（2）第1条の表の3の項の改正部分及び第2条の規定は令和2年4月1日、（3）の第1条の規定は（別表第1及び別表第2の改正規定に限る）は平成31年4月1日、（4）は第1条の表の1の項の改正部分、令和元年12月1日というふうに施行期日となつてございます。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何か質問ございますか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原光昭君） それでは、次に移ります。

次に、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 資料ナンバー4になってございます。

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議についてでございます。

1、協議内容でございますが、岩手県市町村総合事務組合から令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分を行う協議があったものでございます。

2、協議の決定でございますが、地方自治法に定めるとおり第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

下には、12月議会臨時会提出の案が記載してございます。岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う財産処分を別紙のとおり定めることに関し、地方自治法第289条の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2ページには、財産処分に関する協議書が添付してございますが、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようです。

◎その他

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、その他でございますが、議員、また事務局、何かございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようでございます。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） それでは、以上をもちまして、議員全員協議会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 1 9 分閉会
